

議案第138号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第48条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第48条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月

条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和2年12月に支給する期末手当における第14条第1項及び第28条第1項において準用する給与条例第48条第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の130」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、職員の給与を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。